

電気供給約款<九州電力エリア【低圧】> 新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

旧	新
<p>3 定義</p> <p>(13) <u>平均燃料価格算定期間</u></p> <p>貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき<u>平均燃料価格</u>を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p>	<p>3 定義</p> <p>(13) <u>平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間</u></p> <p>貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき<u>平均燃料価格および離島平均燃料価格</u>を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p>
<p>3 定義</p> <p>(16) 一般送配電事業者</p> <p><u>九州電力株式会社</u>（事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法にもとづく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した者を含みます。）をいいます。</p>	<p>3 定義</p> <p>(16) 一般送配電事業者</p> <p><u>九州電力送配電株式会社</u>（事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法にもとづく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した者を含みます。）をいいます。</p>

<p>12 承諾の限界</p> <p>当社は、法令、電気の供給状況、当社の供給力確保状況、料金その他の債務の支払状況（既に終了しているものを含む当社とお客さまとの他の契約の料金その他の支払債務を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）、お客さまがこの供給約款の内容を承諾していただけない場合、一般送配電事業者の託送供給等約款に定める事項にご協力いただけない場合、その他やむをえない場合には、お客さまの供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、当社は、お客さまに対し、その理由をお知らせいたします。</p>	<p>12 承諾の限界</p> <p>当社は、法令、電気の供給状況、当社の供給力確保状況、料金その他の債務の支払状況（既に終了しているものを含む当社とお客さまとの他の契約の料金その他の支払債務を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）、お客さまがこの供給約款の内容を承諾していただけない場合、一般送配電事業者の託送供給等約款に定める事項にご協力いただけない場合、<u>供給契約の申込みがお客さま本人の意思にもとづくものと確認できない場合</u>、その他やむをえない場合には、お客さまの供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、当社は、お客さまに対し、その理由をお知らせいたします。</p>
<p>14 従量電灯</p> <p>(1) エネワンBプラン</p> <p>ニ 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された<u>燃料費調整額を加えたもの</u>といたします。</p>	<p>14 従量電灯</p> <p>(1) エネワンBプラン</p> <p>ニ 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された<u>燃料費調整額を加えたもの</u>とし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）</p>

	<p>(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を上回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。</p>
<p>(2) エネワン C プラン ニ 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。</p>	<p>(2) エネワン C プラン ニ 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を上回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。</p>
<p>15 低圧電力 エネワン動力プラン 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって</p>	<p>15 低圧電力 エネワン動力プラン 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって</p>

<p>算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、<u>別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたもの</u>といたします。</p>	<p>算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を上回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとし、<u>別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたもの</u>といたします。</p>
<p>23 料金その他の支払方法 (追加)</p>	<p>23 料金その他の支払方法 <u>(8) 料金については、当社は、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払方法で支払っていただくことがあります。ただし、詐欺や不公正な手段により当社に損害が発生するおそれがある場合は、あらかじめお客さまの承諾をえることを要しません。</u></p>
<p>43 解約等 (1) お客さまが、<u>41 (お申し出による供給契約の終了) (1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らか</u>な場合には、<u>一般送配電事業者が供給を終了させるための処置を行なった日に供給契約は終了するもの</u>といたします。 (追加)</p>	<p>43 解約等 (1) お客さまが、<u>次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者が供給を終了させるための処置を行なった日に供給契約は終了するもの</u>といたします。 <u>イ 41 (お申し出による供給契約の終了) (1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らか</u> <u>ロ 自らもしくは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法</u></p>

	<p><u>的な責任をこえた不当な要求等の行為があった場合</u></p> <p><u>ハ 偽計もしくは威力を用いて当社の業務を妨害し、または信用を棄損する行為があった場合</u></p> <p><u>ニ その他供給契約の継続の意思がないことが明らかな場合</u></p>
<p>附則</p> <p>1 実施期日</p> <p>この供給約款は、<u>令和元年年 10 月 1 日</u>から実施いたします。</p>	<p>附則</p> <p>1 実施期日</p> <p>この供給約款は、<u>令和 2 年 4 月 1 日</u>から実施いたします。</p>
<p>別表</p> <p>(追加)</p>	<p>別表</p> <p>3 離島ユニバーサルサービス調整</p> <p>(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定</p> <p>イ 離島平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</p> <p>離島平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$</p> <p>A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p>$\alpha = 1.0000$</p> <p>$\beta = 0.0000$</p> <p>$\gamma = 0.0000$</p>

	<p>なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>
<p>(追加)</p>	<p>ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合</p> <p style="padding-left: 40px;">離島ユニバーサルサービス調整単価</p> $= (52,500 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が52,500円を上回り、かつ、78,800円以下の場合</p> <p style="padding-left: 40px;">離島ユニバーサルサービス調整単価</p> $= (\text{離島平均燃料価格} - 52,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ <p>(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が78,800円を上回る場合 離島平均燃料価格は、78,800円といたします</p>

	<p style="text-align: center;">離島ユニバーサルサービス調整単価</p> $= (78,800 \text{ 円} - 52,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$																
<p>(追加)</p>	<p>ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用 各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1133 639 2085 1375"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 639 1559 687">離島平均燃料価格算定期間</th> <th data-bbox="1559 639 2085 687">離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 687 1559 788">毎年1月1日から3月31日までの期間</td> <td data-bbox="1559 687 2085 788">その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 788 1559 888">毎年2月1日から4月30日までの期間</td> <td data-bbox="1559 788 2085 888">その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 888 1559 989">毎年3月1日から5月31日までの期間</td> <td data-bbox="1559 888 2085 989">その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 989 1559 1090">毎年4月1日から6月30日までの期間</td> <td data-bbox="1559 989 2085 1090">その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1090 1559 1190">毎年5月1日から7月31日までの期間</td> <td data-bbox="1559 1090 2085 1190">その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1190 1559 1291">毎年6月1日から8月31日までの期間</td> <td data-bbox="1559 1190 2085 1291">その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1291 1559 1375">毎年7月1日から9月30日までの期間</td> <td data-bbox="1559 1291 2085 1375">その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間																
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間																
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間																
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間																
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間																
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																

	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
(追加)	ニ 離島ユニバーサルサービス調整額 離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。	
(追加)	(2) 離島基準単価 離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。	
	1キロワット時につき	3厘